

事務事業縮減の必要規模

事務事業の縮減にあたっては、「大規模事業」と「中小規模事業」に分けて検討を進めました。

1 大規模事業について

(1) 大規模事業とは

第 5 次総合計画の後期実施計画に盛り込むことを検討していた事業のうち、単年度で 5,000 万円以上の経費を必要とする年度がある事業

大規模事業については、5 年間の一般財源必要額を、概ね 1/2 までとすることを目標とし、第 5 次総合計画後期実施計画に反映しました。

検討対象となっていた一般財源必要額

H16	5 ヶ年合計	H17	H18	H19	H20	H21
2,660,336	25,813,781	4,472,609	4,487,086	5,158,477	4,676,936	7,018,673

大規模事業（概ね 1/2 後）の一般財源・・・下図（1）

H16	5 ヶ年合計	H17	H18	H19	H20	H21
2,660,336	13,013,008	2,014,791	2,290,102	2,586,673	2,308,764	3,812,678

2 中小規模事業について

(1) 中小規模事業とは

平成 16 年度当初予算に掲げた事業のうち一般財源を充てている事業で、上記の大規模事業を除いたものです。

中小規模事業のうち確定的経費

確定的経費とは

予算経費区分の確定経費（人件費（人件費繰出金、退職不補充賃金含）、公債費、継続費・債務負担等）

確定経費以外の経費のうち、法定事業費、法定繰出金、広域組合負担金

（例：生活保護費、児童手当費、健康診断、予防接種等）

総合計画経費のうち、確定経費に相当する経費

中小規模事業のうち確定的経費は、縮減することができません。

ただし、人件費については、職員定数の削減や調整手当の廃止など、別途、削減に努めています。

中小規模事業のうち確定的経費の一般財源・・・下図（３）

H16	５ヶ年合計	H17	H18	H19	H20	H21
12,157,726	62,515,248	11,902,067	12,499,158	12,362,003	12,907,715	12,844,305

実施できる事業の規模

実施できる事業の規模は、「歳入一般財源 - 大規模事業の 1/2 - 中小規模事業のうち確定的経費」となります。

中小規模事業のうち確定的経費以外に充当できる一般財源・・・下図（３）-2+（４）

H16	５ヶ年合計	H17	H18	H19	H20	H21
4,586,289	13,538,495	4,892,934	<u>2,932,462</u>	<u>2,545,656</u>	<u>2,325,571</u>	<u>841,872</u>

平成 16 年度と比較すると

平成 16 年度当初予算における（３）-2 部分に充当した一般財源額 = 2,560,332 千円

平成 16 年度当初予算における（４）部分に充当した一般財源額 = 2,025,957 千円

合計 4,586,289 千円

H18 以降財源不足が生じます。

中小規模事業の削減規模

平成 16 年度における事業規模を維持した場合、５ ヲ年で、4,586,289 千円×５ ヲ年 = 22,931,445 千円が必要です。

これに対し、５ ヲ年合計の一般財源は、13,538,495 千円ですから、

５ ヲ年で、22,931,445 千円 - 13,538,495 千円 = 9,392,950 千円（概ね 94 億円）が不足します。

中小規模事業の削減率

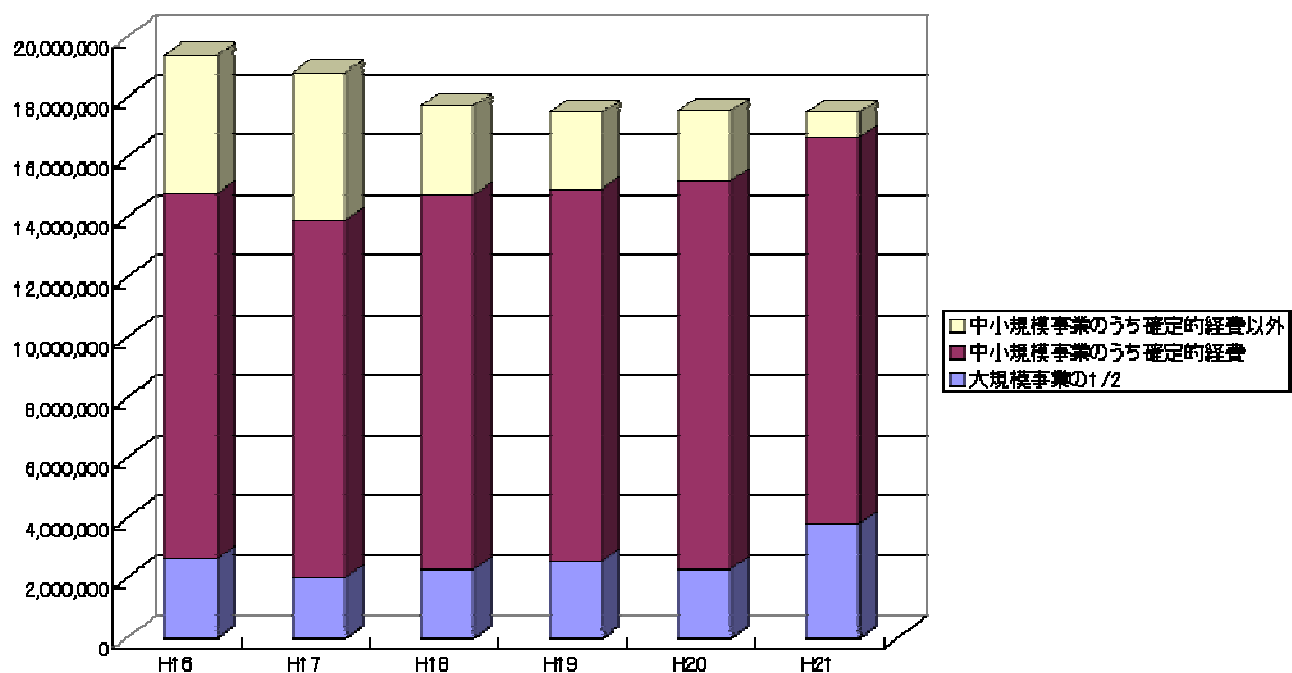
財源不足とならないためには、５ 年間で概ね 94 億円の縮減が必要であり、中小規模事業（確定的経費以外）のうち、固定的経費（下図（３）-2 部分）については 30%を、それ以外の経費(下図（４）部分）については 60%を削減するとして、削減目標額を設定し、検討を進めました。

区分	平成 16 年度 当初予算	左の 5 倍	平成 16 年度比 削減率	確保できる 一般財源額	(参考) 左の 1 年度分(平均)
----	------------------	--------	------------------	----------------	----------------------

				(5 年分)	
(3) -2 部分	2,560,332	12,801,660	30.00%	8,961,162	1,792,232
(4) 部分	2,025,957	10,129,785	54.81%	4,577,333	915,467

	固 定 的 経 費		固 定 的 経 費 以 外
	確 定 的 経 費		
大規模事業	大規模事業の 1/2 (確保する分) (1)		大規模事業の 1/2 (削減する分) (2)
中小規模事業	確定的経費 (大規模以外) (確保する分) (3) -1	(3) -2	(4)

歳入一般財源の振分け



中小規模事業のうち 確定的経費以外に充当できる一般財源

